

## 誓 約 書

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、姫路市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に下記1に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

### 記

- 1 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- 2 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその受注者としなないこと。
- 3 上記1のほか、この契約書及びこの契約に係る別添の「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の姫路市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法 人 名  
代表者名 〕

本件責任者及び担当者

氏 名

連 絡 先 Tel ( ) -

法人等の場合は、本件責任者及び担当者を記入するとともに、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。記載内容を確認するため、身分証等の提示を求める場合があります。

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 省略

（市の事務及び事業における措置）

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

